

伊佐市地球温暖化対策実行計画

**令和4年6月
伊 佐 市**

目 次

第1章 基本的事項

第1節 地球温暖化に伴う環境変化	1
第2節 計画策定の背景	1
第3節 基本的事項	4

第2章 温室効果ガスの総排出量と削減目標

第1節 温室効果ガス総排出量の現状(令和2年度)	5
第2節 これまでの計画における目標達成状況	6
第3節 温室効果ガス総排出量の削減目標	7

第3章 実施及び運用

第1節 実施のための推進体制	8
第2節 職員に対する普及、啓発	8
第3節 削減目標達成のための具体的な取り組み	9

第4章 計画の点検と評価

第1節 点検・評価	11
第2節 改善のための見直し	11

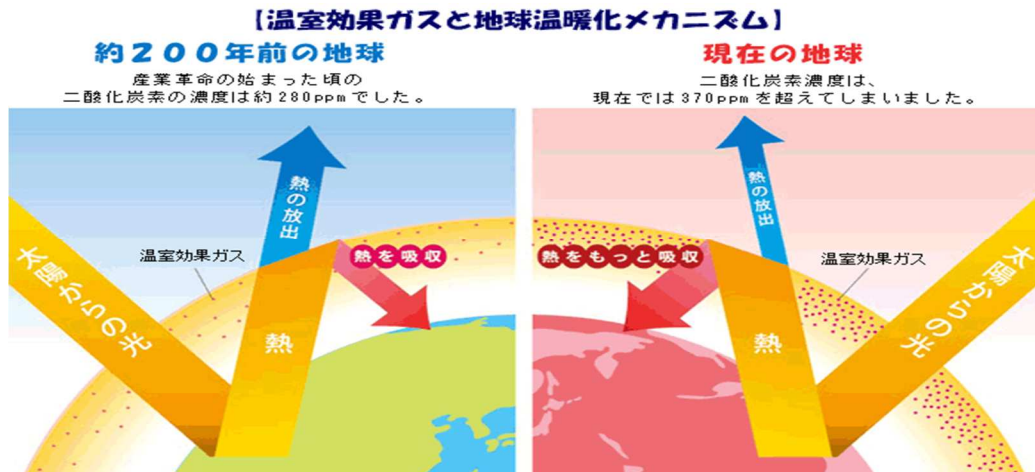
第1章 基本的事項

第1節 地球温暖化に伴う環境変化

地球温暖化は世界規模で取り組む差し迫った課題です。近年、我が国で頻発している激甚な豪雨、台風災害や猛暑などを私たちも肌で感じているところです。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大被害が及ぶ可能性が指摘されています。

「地球にやさしく」という観点で行われる環境活動も大切ですが、「人間の命を守る」ための緊急性実効性を持った温暖化対策が強く望まれます。また、レジ袋有料化や電気自動車の普及、環境税やカーボンプライシング（炭素排出量に価格付け）という新しい考え方が注目され、私たちの暮らしでも身近に感じるが多くなりました。



第2節 計画策定の背景

1 計画策定の経緯

地球温暖化問題に関する歴史は、平成4（1992）年に「気候変動枠組条約」（UNFCCC）が採択されたことから始まり、平成9（1997）年に、COP3（第3回国連気候変動枠組条約締約国会議）が開催され、先進国の温室効果ガス排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択されました。

そして平成27（2015）年11月にフランス・パリでCOP21が開催され、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして、パリ協定が採択されました。

その中で、令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で46%削減する目標が掲げられたことから、伊佐市においても環境に配慮した行動を率先的に取り組み、環境負荷の低減に努め、伊佐市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの削減を図っていく必要があるため「伊佐市地球温暖化対策実行計画」を策定するものであります。

2 計画の取組

令和3（2021）年10月にはCOP26が開催され、その成果文書では、「世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求することを決意する」と明記され、今後10年間の行動を加速することの必要性を強調しました。

また、目標を達成するため、「令和12（2030）年に向けた各国の削減目標を令和4（2022）年末までに必要に応じて検証し強化するよう要請する」ことで合意し、更なる削減目標の見直しを求める内容も盛り込まれました。更に、発展途上国の気候変動対策を促すため、先進国が資金援助を強化することも盛り込まれました。

また、従来の目標より踏み込んだ一方、二酸化炭素を大量に排出する石炭火力発電をめぐっては、段階的な「廃止」を加速するとした案が示されましたが、会議の最終盤で電力需要が高まるインドなどの一部の発展途上国から反対意見があがり、段階的な「削減」に表現が弱められるなど、各国の根強い意見の隔たりが浮き彫りになりました。成果文書の最終的な表現は、「排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的な削減に向けた努力を加速する」に修正されました。

これまで積み残していた気候変動対策の国際的な枠組み「パリ協定」の着実な実施に向けたルールについても、各国が合意に至りました。技術支援等によって、他国で温室効果ガス排出を削減した際に、国や企業の間でその削減量を配分し、取引できるためのルールが明確となり、「脱炭素ビジネス」が活性化し、各国の経済成長と気候変動の抑制につながると期待されています。

今回、気温上昇を1.5℃に抑えることが事実上、世界の新たな目標になったとして評価する一方で、石炭火力発電の扱いなどをめぐって意見の対立もあり、今後、国際社会が協調してより踏み込んだ対策を取れるかが問われることになります。

令和2（2020）年10月の菅前首相の所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル」が宣言されました。成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げたグリーン社会の実現に注力するとし、環境に配慮した経済活動への投資を指すグリーン投資の普及、徹底した省エネルギー、そして再生可能エネルギーの最大限導入を推進することが表明されました。

また、令和3（2021）年5月に成立した「改正地球温暖化対策推進法」（令和4（2022）年4月施行）ではカーボンニュートラルの実現を基本理念に掲げ、地球温暖化対策計画を年度内に見直すこととし、令和12（2030）年度に温室効果ガスを、平成25（2013）年度と比べ46%削減することを目指しています。

このような、世界や国の動向を把握し、カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）やESG投資、SDGsといった新しい見地を取り入れながらも、地方公共団体として事業者や市民に対し、環境意識の向上や温暖化対策の実践をどのようにアプローチできるか施策に取り組んでいくものとします。

3 SDG s の取組

平成 27 (2015) 年に国連サミットで、令和 12 (2030) 年までに、より良い世界を目指すための持続可能な開発目標 (SDG s) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

SDG s では、地球上の「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すことを誓っており、環境や経済、社会など相互に関係する 17 のゴール・169 のターゲットで構成されています。改訂版では、温暖化対策の各方針で、特に関係の深い SDG s のゴールを示しています。



4 温室効果ガス排出量

国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 特別報告書によると、世界の平均気温の上昇を抑えるためには、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが必要とされました。

これを踏まえ、世界では、先進国を中心に各国が令和 32 (2050) 年までのカーボンニュートラルを掲げ、将来的には電気自動車を普及させ、ガソリン車を廃止する法案や電力部門における脱炭素化を推進する動きがあります。そのような世界の動きは日本に影響を与え、脱炭素社会の実現への言及とあわせ、再生可能エネルギー主力電源化に向けた動きが、民間事業者も含め活発化してきています。

【参考】各国の温室効果ガス排出量削減目標

国	中期目標(令和12(2030)年度)	長期目標
日 本	▲46%(平成25(2013)年度比)	令和32(2050)年排出量 実質ゼロ
アメリカ	▲50～52%(平成17(2005)年度比)	令和32(2050)年排出量 実質ゼロ
EU(仏・独・伊)	▲55%(平成2(1990)年度比)	令和32(2050)年排出量 実質ゼロ
韓 国	▲24.4%(平成29(2017)年度比)	令和32(2050)年排出量 実質ゼロ
中 国	令和12(2030)年までに排出量を削減に転じさせる GDP当たり排出量▲65%(平成17(2005)年比)	令和42(2060)年排出量 実質ゼロ
ロシア	▲30%(平成2(1990)年度比)	令和42(2060)年排出量 実質ゼロ
インド	GDP当たり排出量▲33～35% (平成17(2005)年比)	令和52(2070)年排出量 実質ゼロ

第3節 基本的事項

1 計画の主旨と目的

本計画では、市が行う事務、事業における温室効果ガス排出量の削減を目的として、各実行部門における取組を示すとともに、職員一人ひとりが温室効果ガスの排出抑制を心がけ、また、市民や事業所に対しての情報提供や自主的な取り組みを促すモデルとしても有効な計画とし、そのために必要な知識を身に付けていきます。

2 計画期間

計画の期間は、初年度を令和4(2022)年度とし、計画目標年度を令和12(2030)年度の9年間とします。

また、本計画の継続的改善を図るため、各実行部門における進捗状況及び事務事業の内容の変化等を踏まえ、必要に応じて順次見直しを行うものとします。

3 計画の範囲

事業計画の対象としては、庁舎等の公共施設の電気使用量・燃料使用量や公用車の燃料使用量・走行距離等であり、他者に委託して行う事務または事業は対象範囲外とします。

具体的調査対象施設

番号	施設種類	主要施設名称
1	庁舎	大口庁舎、菱刈庁舎 他
2	体育施設	総合体育館、農村公園 他
3	学校施設	小・中学校、給食センター
4	児童施設	本城幼稚園
5	健康福祉施設	大口元気こころ館、菱刈総合保健福祉センターまごし館 他
6	生涯学習施設	大口ふれあいセンター、菱刈ふるさといきがいセンター 他
7	一般廃棄物処理施設	伊佐市衛生センター、大口リサイクルプラザ 他

第2章 温室効果ガスの総排出量と削減目標

第1節 温室効果ガス総排出量の現状（令和2（2020）年度）

1 算定の対象、方法等

温室効果ガスの総排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定義する「二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、パーフルオロカーボン(PFC)、三フッ化窒素(NF₃)」の7種類の温室効果ガスのうち、本計画における具体的な把握の対象としては、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和4（2022）年3月、環境省地球環境局策定）に基づき、「二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)」の3種類について把握することとします。他の4種類については、把握が困難であり、発生源も少ないことから本計画の対象から除外するものとします。

2 伊佐市役所の現状（令和2（2020）年度）

伊佐市の令和2（2020）年度における温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で、2,656,032 kg-CO₂ となっており、そのうち、二酸化炭素(CO₂)の占める割合は、99.96%となっています。

排出原因別では、電気の使用による温室効果ガス総排出量が86.63%、次に燃料の使用による温室効果ガス総排出量が13.33%となっています。

各部門別の内訳では、学校、体育施設、給食センターなど所管する施設数が多い教育委員会が46.91%、次に、し尿処理施設などの環境部が15.04%という結果となっています。

(1) 温室効果ガス別の内訳

温室効果ガス名	総排出量（kg-CO ₂ ）	構成比（%）
二酸化炭素（CO ₂ ）	2,654,935	99.96%
メタン(CH ₄)	949	0.03%
一酸化二窒素(N ₂ O)	148	0.01%
合 計	2,656,032	100%

(2) 排出原因による内訳

排出原因	総排出量 (k g -CO ₂)	構成比 (%)
電気の使用	2,301,029	86.63%
燃料の使用 (ガソリン等)	353,906	13.33%
その他 (メタン、一酸化二窒素)	1,097	0.04%
合 計	2,656,032	100%

(3) 各部門別による内訳(管理する施設に係る排出量を含む)

排出原因 (主な要因)	総排出量 (k g -CO ₂)	構成比 (%)
教育委員会(学校、体育施設等)	1,245,944	46.91%
環境部(し尿処理施設等)	399,494	15.04%
民生部(健康福祉施設等)	294,607	11.09%
総務部(庁舎)	244,674	9.21%
その他施設	471,313	17.75%
合 計	2,656,032	100%

第2節 これまでの計画における目標達成状況

温室効果ガス総排出量 令和2年度 26.9%減 (平成27(2015)年度比)

温室効果ガス総排出量の削減目標として、令和3(2021)年度までの計画期間内に、平成27(2015)年度(基準年度)のエネルギー使用に伴う「二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)」総排出量の3%以上の削減を目標に取り組んできました。

令和2(2020)年度の温室効果ガス総排出量は、平成27(2015)年度と比べて26.9%の減であり、順調に削減ができていく状況にあります。

温室効果ガス別の内訳

(kg-CO₂)

年 度	項 目	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン(CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	合 計
平成27年度 (2015年度)	総排出量 (kg-CO ₂)	3, 629, 642	1, 456	74	3, 631, 172
令和2年度 (2020年度)	総排出量 (kg-CO ₂)	2, 654, 935	949	148	2, 656, 032
	増減量 (kg-CO ₂)	△ 974, 707	△ 507	74	△ 975, 140
	増減率(%)	△ 26. 9	△ 34. 8	100. 0	△ 26. 9

第3節 温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガス総排出量の削減目標として、令和 12(2030)年度（目標年度）までの計画期間内に平成 27(2015)年度と比べ温室効果ガス総排出量 46%削減することを目指します。

令和 2 (2020)年度のエネルギー使用に伴う「二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)」総排出量の 26. 2%以上の削減を達成できるように努力します。

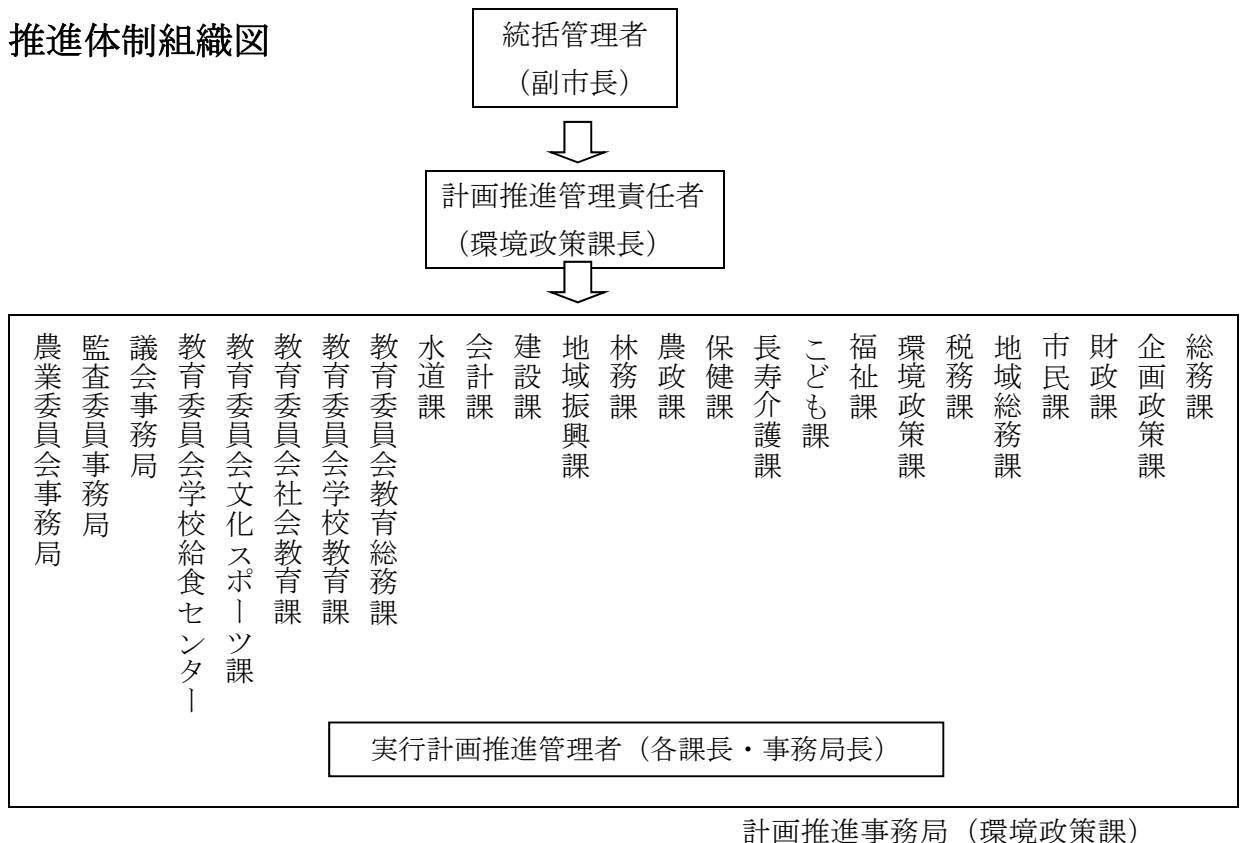
年 度	項 目	総排出量 (CO ₂ 換算)
平成27年度 (2015年度)	総排出量（実績）(kg-CO ₂)	3, 6 3 1, 1 7 2
令和12年度 (2030年度)	総排出量（目標）(kg-CO ₂)	1, 9 6 0, 0 0 0
	削減量（目標）(kg-CO ₂)	1, 6 7 1, 1 7 2
	削減率（目標）(%)	4 6 . 0

第3章 実施及び運用

第1節 実施のための推進体制

本計画の確実な実施・運用を図るため、統括管理者を副市長とし、計画の対象範囲すべてを含めて次のような推進体制を構築します。各部局に、実行計画推進管理者（以下「管理者」）を置くものとし、管理者は各所属長とします。管理者は、所属内（所管する出先機関を含む）での計画の実施及び維持に関する活動評価及び進行管理を行い、計画推進管理責任者への報告を行います。

推進体制組織図



第2節 職員に対する普及、啓発

本計画の確実な運用のためには、職員一人ひとりの自覚と意識向上が必要となります。本計画の目標達成のため、職員に対しては計画書の配布、掲示板、庁内LAN等による情報の提供及び定期的な取り組みの普及、啓発を行い、また、計画の運用、点検等の状況を踏まえ、必要に応じて研修会等を実施することとします。

第3節 削減目標達成のための具体的な取り組み

令和2(2020)年度の温室効果ガス総排出量の算定結果より、目標年度での温室効果ガス排出量削減目標達成のためには、これらの主な要因となっている一般廃棄物の減量、各施設での電気及び燃料使用量の削減に積極的に取り組むことが効果的です。

庁内での実行計画推進にあたっては、原則として、行政サービスの低下、市民生活への支障が発生しない範囲で関連するすべての職場で取り組むこととします。一つ一つの行動としては小さなことですが、日々の積み重ねによって大きな削減効果があると見込まれます。

各実行部門での具体的な取組項目は、以下のとおりとします。

1 省エネルギー対策推進

電気・燃料使用量の削減は、学校、体育施設など市民生活に密着した部門での使用割合が高く、それぞれの部門での事業活動に影響を及ぼさない範囲で取り組む必要があり、現実的には各庁舎内の事務部門での省エネルギーへの地道な取り組みが効果的であると思われます。

(1) 電気、電気製品

- ・夜間や休日等職員が出勤しないときは、支障がない範囲で待機電力にせず主電源オフを行う。
- ・新規購入の際には、省エネルギータイプを購入する。

(2) 照明

- ・使用されていない部屋やトイレなどは消灯する。
- ・明るさが十分な窓際などは消灯する。
- ・夜間や休日は、未使用スペースは消灯する。
- ・採光のため、窓の前には、なるべくものを置かない。
- ・照明器具は良く掃除し（ホコリなどを取り払い）、明るさを保つ。
- ・昼休み、業務時間外については必要な部分以外は消灯する。
- ・廊下等業務に支障のない場所は間引き消灯を行うなど、節電に努める。
- ・照明等の新規購入の際には、省エネルギー型（LED照明等）とする。

(3) 冷暖房

- ・冷房28度以上、暖房20度以下とする空調管理の徹底
- ・夏季は軽装の推進し、冬季はインナーウェアの着用をするなど個々に対応する。
- ・定時後は、必要のない場所は積極的に消すようにする。
- ・エアコンフィルターの定期的な清掃を徹底する。

(4) 公用車

- ・タイヤの空気圧は運転前の目視による点検及び給油時に空気圧計で点検する。
- ・アイドリングストップを励行する。また、無駄な荷物は積載したままにしない。
- ・急加速、急発進は控え、経済速度による走行に努める。
- ・車両の更新時は、可能な限り排気量の小さい車や電気自動車（EV車等）の導入に努める。

2 省資源対策の推進

ゴミの減量化・リサイクルの推進は、現在の分別収集品目の分別徹底によるなど、ゴミの資源化を推進し、市全体のゴミ減量を図る必要があります。

(1) 用紙及び電気等の使用にあたっての配慮

- ・コピー機やプリンターはこまめに点検を行い、両面コピーや裏紙利用を徹底する。
- ・庁内文書は使用済用紙の裏を活用する。
- ・コピー及びプリンターの用紙は、原則として再生紙もしくは環境に配慮した製法で製造されたものとする。
- ・PCからの打ち出しでは unnecessary な印刷をしないよう、印刷プレビューで確認してから印刷する。
- ・電算結果は、電子媒体により保存活用し、紙片による出力は必要最小限とする。
- ・庁内LANを活用し、ペーパーレス化を促進する。

(2) 廃棄にあたっての配慮

- ・焼却処分が必要でない書類、新聞紙、段ボール及び雑誌等の再資源化を図る。
- ・不用となった備品等について庁内LANで他課等に情報提供し、再利用を促進する。
- ・再利用できない備品等の廃棄については、廃棄方法及び廃棄先が適法であるかの確認を行った上で処分する。
- ・ミスコピーの裏面及び使用済み封筒の再利用を図る。
- ・分別マナーを徹底し、リサイクルの促進を図る。

(3) その他

- ・ポスター、カレンダーの裏面活用。
- ・ノー残業デーの推奨。

3 建築物の建築に当たっての配慮

- ・省エネルギー型の空調設備・照明設備等の導入に努める。
- ・施設の統廃合や建築物の配置や構造の工夫により省エネルギー化に努める。
- ・太陽光発電設備や蓄電池設備の導入に努める。

第4章 計画の点検と評価

第1節 点検・評価

管理者は、計画の実行状況把握のため、使用量の集計を行い、各所属における取り組みの状況並びに計画目標の達成状況などを点検し、毎年6月末までに報告することとします。

計画推進管理責任者は、各所属の報告に基づいて集計を行い、その適合性を評価し、評価結果を統括管理者に報告します。

第2節 改善のための見直し

1 目標や取り組みの見直し

取り組みについては、その実施状況を踏まえ、実施状況が低いものについてはその理由を明らかにするとともに、実施状況が高まるような工夫や、実施可能な取り組みへの変更等を行います。また、実施状況が高いものについては、それらの取り組みが確実にされているかを確認します。

目標については、その達成度を踏まえ、達成度が低いものについては、達成に向けて新たな取り組み等の導入を検討するとともに、目標そのものに無理がなかったかを確認します。また、達成率が高いものについては、より高い目標や新たな目標を設定することが可能かどうか検討します。

2 運用の仕組みの見直し

実行計画を効率的に運用するため、計画の実施に当たって整備した仕組みが十分に機能しているか点検を行い、十分に機能していない仕組みがあった場合には、必要に応じ推進員、職員からの意見を聴取する等、仕組みそのものの見直しを行います。